

中国の計画的商品経済体制の下における対外貿易 計画管理体系（1984～87年）（I）

片岡幸雄*

まえがき

前稿「中国の計画的商品経済体制の下における対外経済貿易の全体的枠組」では、1984年10月党第12期中央委員会第3回全体会議の「中国共産党中央委員会関于経済体制改革の決定」によって方向づけを与えられた計画的商品経済の枠組を整理し、その背景と経緯、これと関連づけて貿易と外資導入のこの戦略下における位置づけを纏めた。本稿では、計画的商品経済の枠組(1984～87年)の下における対外貿易計画管理体制編成、政策の具体的執行・運営実態、成果、問題点について整理作業を試みる。

一 対外貿易計画管理機構の新たな編成

(1) 国家計画委員会

1986年3月国家計画委員会の農業地域計画活動が同局とともに農牧漁業部の管理に移管された外は、87年までは基本的には従来のみで、内部機構としては、弁公庁、行政管理部、政策研究室、国民経済総合計画局、固定資産投資総合計画局、工業生産総合計画局、農林水利計画局、軽紡工業計画局、燃料動力工業計画局、エネルギー節約計画局、原材料工業計画局、機械電子工業計画局、国防工業計画局、交通運輸計画局、地区協力計画局、財政金融計画局、対外経済計画局、商業外貿計画局、科学技術計画局、社会発展計画局、労働賃金計画局、経済調節局、国土局、外事局、基本建設総合局、設計計画局、

施工管理局、重点建設一局(エネルギー工業)、重点建設二局(鉄道、交通、郵便・電信・電話)、重点建設三局(原材料工業)、基本建設基準査定額局、人事教育局、老幹部局が置かれていた¹⁾。

(2) 国家経済委員会

1988年4月国務院の決定によって撤廃されるまでは旧来の通りであった²⁾。

(3) 対外経済貿易部

1982年3月輸出入管理委員会、対外貿易部、対外経済連絡部、外国投資管理委員会が合併し、新たに対外経済貿易部が設立され、同年上海、天津、大連、広州に直属の特派員弁事処が設けられるとともに、各地の対外経済貿易管理機構も改められ、全国各省、直轄市、自治区、計画単列都市に相次いで対外経済貿易委員会、あるいは対外経済貿易庁(局)が設立され、さらにこれら一部の地区や市にも対外経済貿易委員会、あるいは対外経済貿易局が設けられたこと、それらの職責及び主要な任務については、既に前稿³⁾で述べたとおりである。1984年6月対外技術合作活動を統一管理する目的から、これまで対外経済貿易部が管理していたソ連、東欧、第三世界の科学技術合作活動を国家科学技術管理委員会に全面的に移管し、これまで国家科学技術委員会が管理していた日本の海外協力基金から提供される借款による科学技術合作部分は、対外経済貿易部の管理に移管された。

1984年3月から87年2月までの期間に、対外経済貿易部の内部機構として、会計検査局、運輸局、輸出商品基地管理局、外国借款管理局、交際司、台湾弁公室、監察局、教育局(人事教育

* 広島経済大学経済学部教授

部から独立)、人事労働賃金局(同上)等が増設、あるいは独立させられ、対外経済貿易部は内部に26の機構を抱える体制となった。また、1987年12月対外経済貿易部直属の深圳特派員弁事処が増設され⁴⁾、87年末までに特派員弁事処は14事務所にまで増設された⁵⁾。

(4) 国務院特区弁公室

1984年7月国務院は「關於設立国務院特区弁公室的通知」を發し、対外開放の新しい情況の必要に応えるため、従来国務院弁公庁内部に設けられていた特区工作組を廢し、国務院特区弁公室を設けた。主要な任務は以下の通りである。

- ① 党中央と国務院の指示を受け、経済特区開設計画、広東・福建両省“特区政策、機動的措置”の実行、海南島開發、沿海都市の更なる開放方針・政策を検討し、執行状況の検査・督促を行い、執行過程で出てきた諸問題の協調、解決をはかる。
- ② 世界各国の経済開發区、輸出加工区等の事情、経験を調査研究する。
- ③ 党中央と国務院の対外開放に関するその他の業務を担当する。内部には研究室、経済特区組、開放都市組、総合組、事務組が置かれた⁶⁾。

(5) 国家経済体制改革委員会

前稿⁷⁾で述べたように、それまで設けられていた国務院経済体制改革弁公室は廢止され、1982年3月国務院に国家経済体制改革委員会が設けられ、本格的体制改革に取り組むこととなった。主要な任務は以下の通りである。

- ① 国民経済發展の状況と要求、党中央と国家の社会主義経済建設に関する路線、方針、任務に基づき、国情に適合した全国経済体制改革の全体計画及び実施方案を立案して、党中央と国務院に報告し、審議を求める。
- ② 国内外の経済体制の沿革と現状を調査・研究し、国内経済体制改革の経験を重点的に総括し、経済体制改革の実行可能性の基礎

を明確にする。

- ③ 経済体制改革の實踐と結び付けて、経済体制改革の理論問題を組織的に研究、探索し、経済体制改革の方向性、原則問題を研究、論証する。
- ④ 経済体制改革の全体計画に基づき、国家計画委員会、国家経済委員会など綜合部門と共同して、関連部門と地域の経済体制改革計画の制定を指導し、相互の経済体制改革に関する重大な問題の協調、解決をはかる。
- ⑤ 地域、業種、企業の経済体制改革の試験的な活動を重点的に組織し、指導する。試験的な事例の経験を順序立てて段階的に推進する。
- ⑥ 経済体制改革の要求に応じて、関連部門や地域と共同で、経済体制改革関連の幹部養成、訓練活動を計画、組織する⁸⁾。

二 1984年以後の貿易計画管理体制

1 貿易商品計画管理システム

1978年から貿易計画はすべて輸出入総会社が担当することになった。対外貿易権の下放にともない、輸出では貿易經營の批准を受けた企業や単位は、輸出計画を編成し、国家の輸出計画任務を引き受けることが規定され、輸入では、外貨留成制度にともない、地方と部門の外貨によって輸入する部分が増加するようになっていった。1982年からは地方と部門のもつ外貨による輸入計画が編成されるようになっていった。それまでの輸入の大部分が中央の統一計画によって行われる局面が改められていった。貿易計画に幅がもたされるようになってくると、計画超過輸出商品買付を必要とする計画に組み込まれていない大口貿易契約が発生するようになり、1978年から管理上計画超過輸出商品買付報告・批准制度が実行されるようになった。中央管理商品は貿易行政系統を通じて上級に上げ、地方管理商品については貿易公司系統を通じて上

部に上げ、対外経済貿易部が批准の後、計画超過輸出商品買付を組織するというシステムである。

こういった事情を背景にして、経済計算と経済効率が強調されるようになり、国家財政負担の軽減をはかることが重視されるようになった。1984年の貿易計画の編成に際しては、それまでの輸出計画と財務計画が同時並行して確定される計画法と、輸出計画、輸出商品買付計画、割当・引渡計画、在庫計画が同時並行して確定される計画法（いわば、先ず輸出商品買付計画を定めてから輸出を確定するというやり方、商品流通計画に先行して財務計画を定めるというやり方）が改められた。

一部の中心的な都市の貿易を発展させるために、1984年から、これら部分都市の貿易計画を、国家の貿易計画に独自の計画主体として立て、省級の計画単位と同等の扱いとし、これら都市に省級の貿易管理権限を与えることにした。1988年までに重慶市、武漢市、瀋陽市、大連市、哈爾濱（ハルピン）市、西安市、広州市、寧波市、青島市が、この取り扱いになった⁹⁾。

既に前稿で述べた1984年に出された「国務院批転対外経済貿易部關於外贸体制改革意見的報告的通知」を承けて、85年から貿易計画の内容が簡略化された。

先ず、1985年から対外経済貿易部は貿易計画の買付計画、割当・引渡計画の編成、下達を取り止めた。輸出計画商品の貨源を確実に保証し、各地区、各対外貿易会社が、輸出計画任務に基づき、内外の需給と関連貨源供給単位とを結び付けて組織・手配し、計画を順調に進められるよう、委託代理、計画買付、工貿連合経営、地区の連合経営、合作開発等の各種経営方式でこれができるようにした¹⁰⁾。

第二に、指令性計画の範囲を縮小し、指導性計画の範囲を拡大した。具体的には、輸出面では、1985年から輸出計画に上げる商品（対外経

済貿易部が下達する輸出計画である¹¹⁾）は100前後とされた¹²⁾。指導性輸出計画商品については、国は輸出総額指標のみを下達し、指令性輸出計画商品については、計画に上げられた主要輸出商品の輸出数量指標のみを下達することにした。その他の商品については、政府間協定による輸出を履行するために貨源供給者を確定する外は、いずれもメーカーと各対外貿易会社が国内の市場状況に基づいて自己で調達することとした。

輸入については、中央の外貨によって輸入する少数の国家計画及び国民の生活上重要な商品、大型プラント設備及び技術輸入プロジェクト、貿易協定締約国との輸入については、対外経済貿易部が国家計画に基づき商品（プロジェクト）ごとに計画を下達し、指令性計画として指定した会社に経営させる。その他の輸入については、商品別に輸入計画を下達せず、輸入商品を直接使用するか、輸入商品発注部門が貿易経営権をもつ対外貿易会社に委託し、代理輸入させることとする。貿易経営権をもつメーカーも自己輸入できる¹³⁾。

第三に、計画に上げられた商品計画外の輸出については、届出・批准制度を実行することにした。貿易体制改革の必要に応え、輸出計画に上げられた商品の管理を強化し、国家の輸出計画任務を確実に遂行するために、1985年から、輸出計画に上げられた商品のうち輸出許可証管理商品、当該年度における主要輸出商品計画外輸出を必要とする商品については、必ず届出の上、対外経済貿易部の批准を経なければならない¹⁴⁾。

2 貿易商品の行政管理

(1) 輸出入割当管理

輸出割当管理

中国は1979年7月から EC、カナダ、アメリカ、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、オーストリアなどの地域、国々と次々に紡織品貿易双務協定を結び、毎年の種類別数量を取り

決めた。アメリカとは1980年9月に期間3年の協定を結び、8種の紡織品の輸出割当と毎年の増加幅を4%と定めた。1983年8月には第二次中米紡織品貿易双務協定を結び、4種紡織品に対して従来の増加幅を3%とした¹⁵⁾。

また、輸出割当管理としては、香港・マカオ地区を対象とした割当管理がある。1986年2月香港・マカオ地区向け輸出品235品目に対して輸出割当管理を実施した¹⁶⁾。1988年6月からその範囲を縮小したが、これについては後に触れることにする。

(2) 許可証管理

輸出許可証管理

〔全体的枠組〕

1984年4月10日から輸出許可証管理品目として129品目を指定し、実行した。その後1985年までに数回の品目調整が行われたが、品目数は100品目余りで大きな変化がなかったことについては既に別稿¹⁷⁾で述べたとおりであるので、ここでは1985年3月18日対外経済貿易部の通知「関于出口許可証分級管理有関問題的通知」による、対外経済貿易部と省級対外貿易主管部門の二つの級に分けた新しい輸出許可証の管理・発給について、概略を示しておきたい。

この「通知」によると、各方面における対外貿易の積極性、活性化と統一対外、マクロ管理の要請から、輸出許可証の批准・発給を対外経済貿易部と省級対外貿易主管部門の二級に分けて、4月15日から実施するとされている。

(A) 1984年4月10日からの対象品目129品目を127品目に調整し、対外経済貿易部が直接に批准・発給する品目を15品目、1983年上半年期に設けられた上海、天津、大連、広州の部特派員弁事処¹⁸⁾の批准・発給する品目40品目、授権された各省、自治区、直轄市(国务院の批准を受けた上述の計画単列都市として省級经济管理権をもつ都市を含む、以下同様)の経済貿易庁(委員会、局)の批

准・発給する品目72品目とする。

- (B) 部特派員弁事処、授権された各省、自治区、直轄市の経済貿易庁(委員会、局)が輸出許可証を批准・発給する品目中、①数量規制のあるものについては、部の下達した輸出計画(指令性計画と指導性計画の双方を含む)にもとづいて批准・発給する。②この中、指令性商品計画外輸出については対外経済貿易部に報告し、審査・批准を受けた後発給する。③指令性計画と指導性計画に上げられていない品目については、各省、自治区、直轄市の経済貿易庁(委員会、局)が制定した輸出計画にもとづき、輸出許可証を審査の上発給する。④16種の対外貿易專業総会社の統一経営とされている輸出商品については、総会社が成約し、査定した契約にもとづき許可証を発給する。
- (C) 輸出許可証管理対象品目を除くその他の商品については、対外貿易会社が批准を受けている経営の範囲内の輸出であれば、輸出許可証を申請して、この発給を受ける必要はない。ただし、①対外貿易会社でも批准を受けている経営範囲外の輸出の場合、輸出権をもっていない単位が輸出する場合には、いずれの場合も輸出許可証の発給を申請して、この発給を受けなければならない。②この中、対外貿易專業総会社の統一経営とされている輸出商品については、直接対外経済貿易部に輸出許可証の発給を申請して、この発給を受けなければならない。③その他の商品については、省、自治区、直轄市の経済貿易庁(委員会、局)に輸出許可証の発給を申請して、この発給を受けなければならない。
- (D) 明確な経営範囲と商品目録がなく、国家の輸出外貨獲得任務を引き受けていない会社とか企業が、該当商品を輸出する場合には、経営範囲外の輸出として取り扱い、一筆毎

に輸出許可証の発給を申請して、この発給を受けなければならない。

- (E) 輸出代理によって、輸出許可証の申請・発給をすることもできる。対外貿易会社は自己の経営の範囲内で、他の単位が輸出許可証の申請・発給を必要とする商品の輸出を代理することができる。委託を受けた対外貿易会社は規程にしたがって管理部門に輸出許可証の申請・発給を行う。
- (F) 経済特区・広東省海南行政区の輸出については、当該区の対外貿易会社は自己の経営の範囲内で、当該区で生産された産品・製品で、全面的に許可証管理を行っている商品、許可証管理を行うと宣言されていない統一経営商品は、規定にしたがって輸出許可証の申請・発給の手続を行った後輸出できる。その他の商品については、自己の経営の範囲内のものについては輸出許可証の申請・発給を受けなくてもよい。経済特区・広東省海南行政区が当該区外の産品・製品を輸出する場合（当該区外の単位との連合経営や代理輸出を含む）には、輸出許可証申請・発給を受けなければならない。
- (G) 国境小額貿易輸出で輸出許可証の申請・発給を要する商品については（部発給と特派員弁事処発給のものを含む）、当該省、自治区の経済貿易庁（委員会）に直接輸出許可証の申請・発給を受けなければならない¹⁹⁾。
- (H) 対外貿易会社は、自己の経営の範囲内の輸出商品の見本については、輸出許可証の申請・発給を受けなくてもよい。対外貿易会社が自己の経営の範囲外の輸出商品の見本、展覧会即売品を輸出する場合、非貿易単位が見本、展覧会即売品を輸出する場合は、輸出許可証を申請し、その発給を受けなければならない。中央部門は直接対外経済貿易部に、地方単位の場合は、省、自治区、直轄市の経済貿易庁（委員会、局）に輸出許

可証の発給を申請して、この発給を受けなければならない。

- (I) 輸出許可証管理商品対象品目については、いずれも漸次業界組合（協会）を組織する（このような組織がまだ組織されていないような場合は、関連対外貿易総会社が協調作業を担当し、できるだけ業界の多くの参加を求めて商品協調小組を作る）。この組織は行政管理を助け、当該業界の輸出商品の市場状況、顧客、価格などの協調活動を行う²⁰⁾（輸出商品管理への業界の自主管理的要素の導入…括弧内筆者注）。

その後1986年1月までに輸出許可証管理品目は235品目に増加され²¹⁾、87年からは212品目²²⁾、1988年からは257品目²³⁾になっている。参考までに、1987年1月からの分級別輸出許可証管理品目表を、巻末に別表として付しておく。輸出権が下方され、輸出を行う単位が増加するにともない、従来型の指令性計画方式による管理から、管理方式も新しい方式で管理するようになり、当面の過渡期的状況の下で、管理対象品目の範囲が広げられたものと思われる。

〔経済特区貿易企業の輸出許可証管理〕

1986年11月対外経済貿易部は「关于調整出口許可証管理商品及有关問題的通知」を発し、以下のように通知した。

- (A) 経済特区にある対外貿易企業は区内で生産された商品（特区外国内の原材料を利用して加工、付加価値が20%以上増加した商品を含む）を輸出する場合、輸出許可証管理対象商品の場合は分級管理にもとづき、指定の発給機関に許可証を申請・発給を受ける。
- (B) 経済特区にある対外貿易企業の輸出計画は、当該省の輸出計画に含まれる。輸出計画内の輸出商品は、省の下達した輸出計画にもとづき許可証が発給される。計画外の輸出で許可証管理対象商品と割当管理商品については、別途規定のあるものを除き、

対外貿易企業が省に報告、申請し、省がこれを取り纏め、対外経済貿易部に申請し、同部の批准を経て、分級管理にもとづき、指定の発給機関に許可証の申請を行う²⁴⁾。

〔外資系企業の輸出許可証管理〕

1987年1月輸出入許可証の手続を簡素化し、外資系企業の便宜をはかるため、対外経済貿易部は「関于外商投資企業申領進出口許可証の実施弁法」を公布した。これは、「中外合資経営企業法实施条例」と「國務院関于鼓励外商投資的規定」のもとづいて制定されたものである。このうち輸出許可証管理に関する部分は以下のようになっている。

- (A) 外資系企業が自己生産した製品を輸出する場合、それが輸出許可証管理品目に属するものについては、当該企業の年度輸出計画にもとづき、半期毎に一回輸出許可証の申請をすることとする(第6条)。
- (B) 外資系企業が自己経営範囲内で自己生産した製品を輸出する場合、それが輸出許可証管理品目外のものについては、税関は輸出契約等の関連証明書によって輸出処理する(第7条)。
- (C) 外資系企業が外貨収支の均衡をはかるため、自己生産した以外の製品を輸出する場合、それが輸出許可証管理品目に属するものについては、批准文書にもとづき輸出許可証の申請をすることとする。それが輸出許可証管理品目外のものについては、税関は輸出契約等の関連証明書によって輸出処理する(第8条)。
- (D) 輸出許可証の申請は上述の分級管理品目に合わせて行う(第9条)²⁵⁾。

輸入許可証管理

1984年に対外的に公布された輸入許可証管理の内容については、すでに拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易

機構の再編(Ⅲ)²⁶⁾において述べたのでは、そちらを確認されたい。

輸入の管理については、管理が重層構造になっている点を若干説明しておきたい。

この段階では、輸入貨物はすべて国が定める審査・批准権限にしたがって、先ず所轄部門及び審査担当部門の批准を得なければならないこととなっている(「中華人民共和国進口貨物許可制度暫行条例施行細則」第2条、第一段階の審査・批准手続)。その上で、「進口貨物許可制度暫行条例」及び同「施行細則」で貨物輸入許可証によって輸入されると定められている貨物は、國務院及び対外経済貿易部に別の定めがある外は、すべて貨物輸入許可証を事前に申請・受領(第二段階の審査・批准)した後、国が当該輸入業務の経営を認可している会社を通じて対外的に発注(商品分類別経営)しなければならない²⁷⁾とされている。即ち、輸入貨物の審査・批准は二重構造でなされることになっている。

第一段階の審査・批准は以下の三分類で行われる。ここに示すのは、引用文献の発行時点からして1987年頃のものとして推測される。

① 第一類商品

中央政府主管部門の審査・批准を要する輸入商品—国家計画と国民生活にかかわる敏感性をもつ重要大宗輸入商品

食糧、砂糖、鋼材、化学肥料、農薬、農業用フィルム及び原料、綿花、石油、ポリエステル、ニトリル類、ゴム、葉タバコ等専売商品、民族工業保護のために輸入制限しているいくつかの機械・電気機械・計器・機器等

② 第二類商品

中央によって各地方に一定の輸入枠(額度)が配分され、地方政府が審査・批准する輸入商品—供給市場がかなり集中しており、価格が敏感、あるいは国内需要が逼迫しているような輸入商品

羊毛、パルプ、合板、牛皮、ケント紙及び

段ボール，重要化工原料，廢船，ブラウン管など

③ 第三類商品

一般的な輸入商品で，地方政府が審査・批准する輸入商品

各省，市，自治区が当該地域の具体的状況に応じて輸入貨物，輸入外貨枠を審査・批准²⁸⁾

第二段階の審査・批准として，上記第一類商品と第二類商品に対して，輸入許可証管理を実施する。國務院の規定によって統一管理輸入商品，国際市場で競争の激しい商品，中央各部門が輸入する輸入許可証商品は，對外經濟貿易部（あるいは部特派員弁事処）が輸入許可証を発給する。その他のものについては省級の經濟貿易庁（委員会，局）が輸入許可証を発給する²⁹⁾。

1984年5月時点での輸入許可証管理対象品目は28品目であったが，その後タイヤと葉タバコが追加され30品目となった。輸入の実情からみると，1984年末から85年上半年にかけて，管理の不備もあって，耐久消費材の輸入の急増，生産設備の重複輸入などの影響で外貨の大量流出に見舞われることとなり³⁰⁾，輸入額は84年274億1千万ドルから85年には422億5千万ドルまで激増した。一方輸出額は1984年には261億4千万ドルから273億5千万ドル，4.6%の増加に止まった。

この状況に対処するため，1985年對外經濟貿易部は7品目の加工組立設備ライン（テレビ，録音機，冷蔵庫，洗濯機，エアコン，オートバイ，小型自動車）と8品目（エアコン，トラッククレーン，電子顕微鏡，電子カラースキャナー，空気精紡機，断層診断装置，鋼材，農薬）に対して輸入許可証管理を実施することとした。これによって，許可証管理対象品目は45品目となった³¹⁾。その後，1986年鋼材，農薬，石油，羊毛，食用砂糖が追加，一部品目を外す調整が行われ，輸入許可証管理対象品目は42品目とされ

た。この結果，大幅に輸入減少した代表的品目としては，自動車輸入 対前年比42%，テレビ同82%，冷蔵庫 同73%，ビデオレコーダー 同75%，洗濯機 同45%等，各々輸入減少をみた³²⁾。

この成果の上に乗って，1987年對外經濟貿易部は扇風機，自転車，ラジオなど6品目を輸入許可証管理から外し，新たに民用飛行機，合板，パルプなど9品目を管理品目に入れ，輸入許可証管理対象品目を45品目とした³³⁾。巻末に1987年時点での具体的な輸入分級別許可証管理品目表を付しておくので，関心の向きは参照されたい。

3 輸出入商品の分類経営

輸出

1982年1月輸出商品の経営については，商品を第一類，第二類，第三類に分け，これに応じて輸出経営担当主体を配置することにしたことについては，既に拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国對外經濟貿易機構の再編（Ⅲ）」³⁴⁾で述べたとおりである。1984年までは基本的には輸出商品はいずれも国家による指令計画で行われてきた。国及び地方政府は輸出計画批准後，各專業輸出入総会社と各省，市，自治区の對外貿易部局に下達して執行するという原則で行われてきた³⁵⁾。上段で述べた1985年からの新しい輸出货源計画では，輸出計画が下達されるのみで，買付計画と流通計画は取り消された。ここで輸出商品を分類して輸出経営担当主体に任務を配置するのは，国家の輸出促進目的に応じて（一部計画を含む），その執行を秩序立てて行い，全体としての利益確保をはかるために，商品の重要度あるいは特性に応じて，また経営執行担当主体の規模，力量に応じて区分して，よりよく任務を完遂するためである。

ここに提示する輸出商品別分類別経営の内容は引用文献の発行時点からして1987年頃のもの

と推測される³⁶⁾が、以下に示しておこう。

① 第一類輸出品

国家の重要資源に関連するもので、国家計画と国民生活に大なる影響をもつ商品で、国家が買付計画を割り振りし、対外貿易專業輸出入会社が統一経営する(15種)。

米、大豆、トウモロコシ、豆粕、茶葉、タバコ、綿花、綿糸、養殖真珠、ダイヤモンド、石炭、タンゲステン及びパラタンゲステン酸アンモニウム、アンチモン及び酸化アンチモン、原油、製品油

② 第二類輸出品

国家が買付を下達し、地方が連合して経営する商品(6種)

綿糸、綿ポリエステル混紡糸、綿布生地、綿ポリエステル混紡生地、生糸類及び絹織物生地

③ 第三類輸出品

その他の商品はいずれも各外資企業が各々自身で自由に買い付け、経営することができる³⁷⁾。

輸 入

上段で述べたように、この段階では、輸入貨物はすべて国が定める審査・批准権限にしたがって、先ず所轄部門及び審査担当部門の批准(第一段階の審査・批准手続)を得た後、「進口貨物許可制度暫行条例」及び同「施行細則」で貨物輸入許可証によって輸入されると定められている貨物は、國務院及び対外貿易貿易部に別の定めがある外は、すべて貨物輸入許可証を事前に申請・受領(第二段階の審査・批准)しなければならない。然る後に、輸入品は、国が当該輸入業務の経営を認可している会社を通じて対外的に発注(商品分類別経営)しなければならない³⁸⁾とされている。したがって、上述の二段階の審査・批准を経た後、具体的に商品別分類に応じて輸入経営担当会社が配置されることになる。

1984年9月に通知された「國務院批転対外

貿易部關於外貿体制改革意見的報告的通知」の中で、輸入ではほぼ全面的に輸入代理制を実行するとの方針が打ち出された³⁹⁾ことを承けて、原則的には輸入経営では輸入代理制を実行していった。即ち、輸入については、輸入品を用いる単位が自己で損益を自己負担し、価格も国際市場価格にリンクする形をとることにしたのである(従来は中央計画にもとづいて輸入し、これを国内計画に応じて、国家の定めた価格で各単位に配分する形となっていた…括弧内筆者注)。これは、国家輸入計画を迂回することなく、輸入の個別的品目とこれを用いる各個別経営単位の経営を直接結び付け、輸入品を用いる各単位が、直接自己の経営上の経済計算に合わせて輸入を行うようにして、自己に経営利益を効率的、合理的に追求させ、併せて外貨の合理的利用と節約をはかることを目指したものである。地方の輸入、各部門の自己保有外貨による輸入、国家が統一的に割り振りする機械・電気機械・計器・機器、プラント、技術導入、食糧・穀物、イオウ、石炭、化学肥料、鋼材、木材、パルプ等の輸入も、すべて輸入代理制を実行するようになった。1986年からは、輸入商品に対する国家の補填を廃止した⁴⁰⁾。

輸入代理制を実行した後、主要プラント、国際市況が敏感な大宗商品である鉄鋼、化学肥料、ゴム、木材、タバコ、ポリエステル・ポリアクリロニトリル繊維類、食糧・穀物等は、專業輸出入総会社が統一代理輸入するが、その他の商品の輸入は各企業が各自自己で委託し、代理輸入してもよいこととなった⁴¹⁾。

三 対外貿易企業設立審査・批准権の調整

1 対外貿易企業設立審査・批准権の調整

1985年3月以前の対外貿易企業設立の審査・批准については、拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外貿易貿易機構の再

編（Ⅲ）⁴²⁾で述べたが、84年からの新しい対外経済貿易の展開のために、85年3月対外経済貿易部は、対外貿易企業設立の条件と審査・批准手続に関する暫定弁法を制定した⁴³⁾。

同規定が制定された背景には、以下のような事情があった模様である。第一に、改革・開放後全国各地、各部門が新しく設立した各種貿易業務を行う企業が大幅に増えたことから、中には幽霊貿易公司（所謂“皮包公司”）もあり、対外貿易企業の管理を強化し、正常な秩序を保持する必要が生じてきたこと⁴⁴⁾、新たに設立する貿易企業と既存の貿易企業の経営範囲の調整、輸出货源の確保をめぐる過当競争といったことなどから生ずる輸出入流通チャネルの混乱防止と秩序維持⁴⁵⁾の必要性が出てきたことである。第二に、条件のある企業（メーカーも含め）に貿易活動の競争に参加する機会を与えたり、生産に必要な原材料の輸入を直接メーカーが行えるようにするとかすることによって、新しい要請に向けてより一層の貿易の発展をはからなければならない⁴⁶⁾ことである。

対外貿易企業が具体的に具備していなければならない条件は、以下の通りである。

まず、対外貿易企業も企業である限りにおいて一般的に具備していなければならない条件として、「中華人民共和国民法通則」第37条に規定する条件を具備していなければならないことは言うを俟たない。大要以下の条件を具備していなければならない。

- ① 法に依拠した経営主体存在であること
- ② 必要な財産あるいは経営費用資金をもつこと
- ③ 自己の名称、組織機構、所在地が存在すること
- ④ 独立して十分に民事責任を負うことのできる主体であること

この外に、対外貿易企業として具備していなければならない条件として、以下のようなこと

が必要である。

- ① 明確な経営範囲と具体的な商品目録をもつこと
- ② 業務の性格に合致し、貿易業務に秀でた業務担当要員をもつこと（貿易業務は専門性が強く、当該業務の門外漢が当該業務を経営することから生ずる企業及び国家の損害を防止するためである）
- ③ 対外貿易管理部門の批准を得ていること
対外貿易企業設立審査・批准については、対外経済貿易部がこれに全責任を負う主管機関である。対外経済貿易部あるいは部から授権された省級対外経済貿易庁（委員会、局）の批准を経なければ、対外貿易企業は貿易経営権を得ることはできなく、貿易経営を行うことはできない。

対外貿易企業設立審査・批准は、以下の管理部門区分にしたがって行われる。

- ① 全国的な貿易企業、あるいは省、市に跨がる貿易企業は、対外経済貿易部に書面の申請書を提出し、対外経済貿易部が審査する。一般的には対外経済貿易部が審査の後批准するが、國務院に報告し批准を求める場合がある。
- ② 地方の対外貿易企業を設立する場合は、所在地の省、市の対外経済貿易庁（委員会、局）に申請して、所在地の省、市の対外経済貿易庁（委員会、局）が審査・批准し、対外経済貿易部に報告し、記録する。
- ③ 国内の大型メーカーが輸出入貿易業務を自己で行いたい場合は、先ずその該当主管部門の同意を得た後、対外経済貿易部に報告し、審査・批准を得なければならない。

対外経済貿易主管部門の批准を経て成立した対外貿易企業は、批准文書にもとづき当地の工商行政管理局に登録し、営業許可証をもらい、許可を受けた営業商品の範囲を税関総署に登録しなければならない。然る後に、合法的に対外貿易経営権を得て、輸出入を営むことができる⁴⁷⁾。

2 外資系企業の輸出入権

外資系企業の輸出入権の取得については、基本的には「中華人民共和国中外合資経営企業法」及び同「企業法実施条例」にもとづき、対外経済貿易部の批准を経て設立した合弁企業は当地の工商行政管理局に登録し、営業許可証をもらい、営業を開始することができ⁴⁸⁾、併せ同法に規定された当該企業の必要とする設備、物資を輸入、当該企業の生産した製品を自己で輸出する権利を取得することができる⁴⁹⁾。

上述合弁企業が直接に自己輸出入できる事項については、既に拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」の「文末参考付表9」、同「付表10」⁵⁰⁾に示しておいたが、大要を再度ここに示せば、以下の通りである。

輸 入

- ① 合弁企業は必要な機械設備、原材料、燃料、付属品、輸送手段及び事務用品等(以下物資という)について、中国で購入するか外国で購入するかを独自に決定する権利を有する。ただし、同等の条件のもとでは、可能な限り、まず中国で購入しなければならない⁵¹⁾。
- ② 合弁企業が合弁契約に定める経営範囲内で、当該企業の生産に必要な機械設備、部品・付属品、原材料、燃料を輸入するとき⁵²⁾、国が輸入許可証の受領を義務づけるものについては、毎年1回計画を作成し、半年に1回許可を申請する。外国側合弁者が現物出資とする機械設備その他の物料は、認可機関の認可文書をもとに直接輸入許可証をとって輸入することができる。合弁契約に定める範囲を超えて輸入する物資で、国が輸入許可証の受領を義務づけているものは、別に許可を申請しなければならない⁵³⁾。

輸 出

合弁企業の製品は中国国外に販売することが奨励される⁵⁴⁾。合弁企業は、その製品を独自に輸出する権限を有する。又外国側合弁者の販売機構又は中国の対外貿易会社に代理、もしくは取次販売を委託することもできる⁵⁵⁾。合弁企業が生産した製品は自主的に輸出することができるが、国が輸出許可証の受領を義務づけているものについては、合弁企業は当該企業の年度輸出計画に従って、半年に1回許可を申請する⁵⁶⁾。

合弁企業の輸出製品価格は、合弁企業が独自に決め、企業主管部門と物価管理部門に届け出る⁵⁷⁾。

1986年4月12日資本全額が外国投資者によって投資された“外資企業”(屢々一般の中国人や日本人が日常会話で外資企業と呼ぶ場合、合弁企業、合作企業、外資独資企業を引っ括めた概念としてこの用語を使用している場合があるので、注意を要する…括弧内筆者注)を対象とした「中華人民共和国外資企業法」が制定された。本稿で取り扱う議論は1987年までであるので、88年4月13日に制定される「中華人民共和国中外合作経営企業法」の内容は別稿で触れることとし、ここでは「外資企業法」における関連規定をみておこう。同法の規定では、外資企業は中国国民経済の発展に役立ち、先進的な技術及び設備を採用し、「製品の全部もしくは大部分を輸出するものでなければならない」とされており、設立を禁止または制限する業種は國務院が定めるとある⁵⁸⁾。また、「外資企業が認可された経営範囲内で必要とされる原材料、燃料などの物資は、中国で購入することも、また国際市場で購入することもできる。同等の条件下では、可能な限り中国で購入するものとする」⁵⁹⁾と定められている。

後に、この段階の外資系企業に対する方針と管理について整理する予定の別稿との関連で、一言付け加えておくことをお許し願いたい。

既に拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅳ）」で述べたように⁶⁰⁾、外資直接投資利用の重点は合弁企業に置かれ、従来外資企業や合作企業は、合弁企業に比べて特殊的、例外的企業として取り扱われてきていたが、1985年末までの外資直接投資契約件数は合弁企業2,300余件、合作企業3,800件、開設外資企業120余件⁶¹⁾に達したこと、さらに、「関于経済体制改革的決定」の中で「経済特区をうまく運営して、これらと沿海港湾都市の一層の開放をおこない、外資を利用し、外国の企業を引き込み、外資との合弁企業や合作企業、外資100%独資企業創設を推進する」⁶²⁾との方針が打ち出されてきたことから、従来合弁企業以外の特殊的、例外的企業として位置づけられていた外資企業や合作企業の存在が、非特殊的、非例外的外資直接投資企業たる一般的存在として漸次位置づけされるようになった。これに合わせて、1986年10月11日に国務院は「関于鼓励外商投資的規定」を發し、この中で、合弁企業、合作企業、外資企業を引括めて外商投資企業概念(日本語として外資投資企業という用語は日本人にとっては含意が不明確な感があるので、筆者は外資系企業という用語を当て、その内容の多様性の含意を暗示するようにしている)として総括し⁶³⁾、一般的に纏めて外資直接投資利用に対する固有の政策的重点を条件的に明確に設定し、外資直接投資利用の全体的に整った積極政策の大枠を打ち出した。この枠組に合わせて、各々の外商投資企業別特性と結び付け、相互の関係にも目配せした企業別個別法の完備をはかることにしたというわけである。上にみた「中華人民共和国外資企業法」はその流れの先行である。上述の通り、合作企業の企業特性に合わせた「中華人民共和中外合作経営企業法」の制定は1988年であるが、それ以前は合作事業項目については、「中外合資経営企業

法」を条件、事情に応じて弾力的に応用対処した⁶⁴⁾。本稿で整理作業を行う時期(1984～87年)についても、外資直接投資利用の重点は合弁企業に置かれていた⁶⁵⁾。合作企業の輸出入権については、後に別稿で触れることにする。

注

- 1) 蘇尚堯主編『中華人民共和國中央政府機構・1949-1990年』, 経済科学出版社, 1993年, 167頁。
- 2) 同上書, 175頁。
- 3) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅴ）」『広島経済大学経済研究論集』第32巻第2号, 2009年, 71～73頁。
- 4) 前掲書, 409頁。
- 5) 中国対外貿易経済合作企業協會編『中国対外経済貿易管理工作手冊』（第二冊）, 中国対外経済貿易出版社, 1994年, 218頁。
- 6) 前掲書, 460頁。
- 7) 拙稿「中国の計画的商品経済体制の下における対外経済貿易の全体的枠組」, 『広島経済大学経済研究論集』第32巻第4号, 2010年, 21頁。
- 8) 前掲書, 218頁。
- 9) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』, 当代中国出版社, 1992年, 189頁。
- 10) 同上書, 189頁。
- 11) 「関于調整出口許可証管理商品及有関問題的通知」（1986年11月15日）, 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員會編輯『中国対外経済貿易年鑑・1986』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1986年, 84頁。
- 12) 対外開放前には輸出商品はすべて指令性計画とされ、約3,000種の品目が計画に上げられていた（徐海寧・田春華・温耀慶・陳愛平編著『中国対外貿易』, 上海世界図書出版公司, 1998年, 150頁。陳一雲編『国際経済貿易簡明辞典』, 四川省社会科学院出版社, 1987年では3,500品目とされている（同書40頁）。
- 13) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』, 当代中国出版社, 1992年, 189～190頁。中国対外貿易経済合作企業協會編『中国対外経済貿易管理工作手冊』（第二冊）, 中国対外経済貿易出版社, 1994年, 216頁。
- 14) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』, 当代中国出版社, 1992年, 190頁。
- 15) 胡涵鈞著『当代中美貿易（1972-2001）』, 復旦大学出版社, 2002年, 200頁。
- 16) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易（上）』, 当代中国出版社, 1992年, 164頁。
- 17) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編（Ⅲ）」, 『広島経済大

- 学経済研究論集」第31巻第3号, 2008年, 109頁。
- 18) 上述の通り, 1987年12月には深圳特派員弁事処が設けられた。
 - 19) 許可証に“国境小額貿易”と注記される。
 - 20) 「対外経済貿易部関于出口許可証分級管理有關問題的通知」(1985年3月18日), 国家計画委員会条法弁公室編『重要経済法規資料選編・1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 1,148~1,149頁。この「通知」には分級別輸出許可証発給商品目録が付されている。《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1986』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1986年, 69~70頁には同上「通知」が掲載されているが, 分級別輸出許可証発給商品目録は付されていない。
 - 21) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1986』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1986年, 80~88頁。
 - 22) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1987』, 中国广告有限公司, 1987年, 83~92頁。
 - 23) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1988』, 中国广告有限公司, 1988年, 96~104頁。
 - 24) 「対外経済貿易部関于調整出口許可証管理商品及有關問題的通知」, 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1987』, 中国广告有限公司, 1987年, 84頁。
 - 25) 「関于外商投資企業申領進出口許可証の実施弁法」, 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1988』, 中国广告有限公司, 1988年, 96~104頁。
 - 26) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅲ)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号, 2008年, 109~113頁。
 - 27) 「中華人民共和国進出口貨物許可制度暫行条例施行細則」(1984年5月15日), 国家計画委員会条法弁公室編『重要経済法規資料選編・1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 1,134頁, 同邦訳「条例施行細則」, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 53頁。
 - 28) 上海対外貿易協会編『対外経済貿易実用大全』, 復旦大学出版社, 1989年, 225~226頁。
 - 29) 同上書, 226頁。
 - 30) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1987』, 中国广告有限公司, 1987年, 83~92頁。
 - 31) 日本国際貿易促進協会『日中貿易必携・1987』, 1986年, 10~15頁。
 - 32) 前掲『年鑑』, 42頁。
 - 33) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1988』, 中国广告有限公司, 1988年, 43頁。
 - 34) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅲ)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号, 2008年, 101~103頁。
 - 35) 上海対外貿易協会編『対外経済貿易実用大全』, 復旦大学出版社, 1989年, 583~584頁。
 - 36) ここで引用する文献は同上『大全』, 1989年出版のものによっている。この内容は後に別稿で示す1988年のものと明示されている内容と異なる。対照して, 『大全』の序の日付が1989年3月となっており, 発行が1989年8月となっているから, 中国の当時の出版事情から推察して, 1988年に執筆されたものと思われ, この内容が87年頃のものと同判断した次第である。
 - 37) 上海対外貿易協会編『対外経済貿易実用大全』, 復旦大学出版社, 1989年, 584頁。
 - 38) 「中華人民共和国進出口貨物許可制度暫行条例施行細則」(1984年5月15日), 国家計画委員会条法弁公室編『重要経済法規資料選編・1977-1986』, 中国統計出版社, 1987年, 1,134頁, 同邦訳「条例施行細則」, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 53頁。
 - 39) 拙稿「計画的商品経済体制の下における対外経済貿易の全体的枠組」, 『広島経済大学経済研究論集』第32巻第4号, 2010年, 12頁。
 - 40) 中国対外貿易経済合作企業協会編『中国対外経済貿易管理工作手冊』(第二冊), 中国対外経済貿易出版社, 1994年, 215頁。
 - 41) 同上書, 215~216頁。
 - 42) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(Ⅲ)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第3号, 2008年, 113~116頁。
 - 43) 王紹熙・王寿椿編著『中国対外貿易概論』(1997年新編本), 対外経済貿易大学出版社, 1998年, 193頁, 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』, 当代中国出版社, 1992年, 130頁。両書では1985年3月と記されているが, 中国社会科学院経済研究所編『中国改革开放以来経済大事輯要(1978~1998)』, 経済科学出版社, 2001年, 705頁では, 同規定は1985年4月19日に制定されたとなっている。本規定の本文が入手されないので明確に判断できないが, ここでは対外貿易に関する専書である前者によっている。
 - 44) 《当代中国》叢書編輯部編輯『当代中国対外貿易(上)』, 当代中国出版社, 1992年, 130頁。
 - 45) 中国社会科学院経済研究所編『中国改革开放以来経済大事輯要(1978~1998)』, 経済科学出版社, 2001年, 705頁。
 - 46) 中国対外貿易経済合作企業協会編『中国対外経済貿易管理工作手冊』(第二冊), 中国対外経済貿易出版社, 1994年, 218頁。

- 47) 潘達明・馮大同編著『國際貿易法新論』, 法律出版社, 1989年, 419～420頁。
- 48) 合弁企業の設立は対外経済貿易部の許認可事項であり, 申請によって純粋の輸出入專業合弁貿易商社が自動的に認可されるわけではなく, 中国側は生産と結合した形の合弁企業の設立に重点を置いている。
- 49) 同上書, 420頁。
- 50) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(IV)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 134～135頁。
- 51) 「中華人民共和国中外合資経営企業法」第9条, 対外経済貿易部外国投資管理司編『利用外資文件匯編(第二集)』, 中国経済出版社, 1989年, 58頁, 同邦訳, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 146頁。これを承けた「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」第57条, 同上『利用外資文件匯編(第二集)』, 69頁, 同邦訳, 同上邦訳『法令集』, 155頁。「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」は1986年1月15日第100条が改定, 87年12月21日同「企業法実施条例」第86条第3項が改定されるが, この点については同様である。以下ここの時期の合弁企業については同様である。
- 52) 合弁企業が下記の物資を輸入するときは, 関税と工商統一税を免除する。
- ① 契約の規定に従って外国側合弁者の現物出資となる機械設備, 部品・付属品, その他の物料(その他の物料とは, 合弁企業の工場〈作業場〉建設及び機械の据え付け, 固定に必要な材料をいう。以下同じ)。
- ② 合弁企業が投資総額内の資金で輸入した機械設備, 部品・付属品, その他の物料。
- ③ 認可機関の認可を受けて, 合弁企業が増資して輸入して, 国内で生産・供給を保証できない機械設備, 部品・付属品, その他の物料。
- ④ 合弁企業が輸出製品の生産の為に外国から輸入した原材料, 補助材料, 器具素材, 部品, 包装材料
- 上記の免税輸入物資が許可を受けて中国国内で転売, または中国国内で販売する製品に転用されたときは, 規定通り税金を納付又は追加しなければならない(同上「企業法実施条例」第71条, 同上書, 70～71頁, 同上邦訳『法令集』, 156頁)。
- 53) 同上「企業法実施条例」第63条, 同上書, 70頁, 同上邦訳『法令集』, 155頁。
- 54) 「中華人民共和国中外合資経営企業法」第9条, 対外経済貿易部外国投資管理司編『利用外資文件匯編(第二集)』, 中国経済出版社, 1989年, 58頁, 同邦訳, 日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 146頁。「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」第60条, 対外経済貿易部外国投資管理司編『利用外資文件匯編(第二集)』, 中国経済出版社, 1989年, 69頁, 同邦訳, 同上邦訳『法令集』, 146頁。「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」第62条, 同上『利用外資文件匯編(第二集)』, 69～70頁, 同上邦訳『法令集』, 155頁。
- 55) 「中華人民共和国中外合資経営企業法」第9条, 同上『利用外資文件匯編(第二集)』, 58頁, 同邦訳, 同上邦訳『法令集』, 146頁。「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」第62条, 同上『利用外資文件匯編(第二集)』, 69～70頁, 同上邦訳『法令集』, 155頁。
- 56) 同上「企業法実施条例」第63条, 同上『利用外資文件匯編(第二集)』, 70頁, 同上邦訳『法令集』, 155頁。
- 57) 同上「企業法実施条例」第66条, 同上『利用外資文件匯編(第二集)』, 70頁, 同上邦訳『法令集』, 156頁。
- 58) 「中華人民共和国外資企業法」第3条, 全国人大常委会法制工作委员会審定『中華人民共和国法律分類総覧 経済法巻(下巻)』, 法律出版社, 1994年, 604頁, 同邦訳, 同上邦訳『法令集』, 421頁。
- 59) 同上「外資企業法」第15条, 同上『法律分類総覧』, 604～605頁, 同上邦訳, 同上邦訳『法令集』, 422頁。なお, 同「外資企業法実施細則」が1990年10月28日批准, 同12月12日施行され, さらに具体的な内容規定が定められたが, これについては後の別稿で触れることにする。
- 60) 拙稿「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への転回過程における中国対外経済貿易機構の再編(IV)」, 『広島経済大学経済研究論集』第31巻第4号, 2009年, 113～114頁。
- 61) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編輯『中国対外経済貿易年鑑・1986』, 中国広告有限公司, 1986年, 39～40頁。実際に開設しているのは, 合弁企業2,000余件, 合作企業3,500余件ぐらいのようである(初保泰・董薇園著『怎麼樣拳弁中外合資経営企業』, 知識出版社, 1986年, 前言)。
- 62) 拙稿「中国の計画的商品経済体制の下における対外経済貿易の全体的枠組」, 『広島経済大学経済研究論集』第32巻第4号, 2010年, 7頁。
- 63) 徐景和・張桂龍・劉淑強・趙雷主編『中国利用外資—法律理論与実務 上・総論篇』, 人民法院出版社, 1999年, 84～85頁。
- 64) 初保泰・董薇園編著『外商在中国投資的法律問題』, 企業管理出版社, 1988年, 253頁, 裴劭恒主編『涉外經濟法律実用手冊』, 上海人民出版社, 1989年, 28頁。
- 65) 商務部研究院編『中国吸収外資30年』, 中国商務出版社, 2008年, 45頁。

附表

表1-1 1987年の輸出許可証管理品目

対外経済貿易部許可証発給品目(30品目)

番号	品目	番号	品目	番号	品目
1	米	11	石炭	21	薬用人参
2	大豆	12	綿布	22	鹿茸
3	トウモロコシ	13	綿ポリエステル混紡布	23	当帰
4	落花生	14	綿糸	24	ロイヤルゼリー
5	冷凍豚肉	15	綿ポリエステル混紡糸	25	田七
6	大正エビ	16	綿花	26	葉タバコ
7	マッシュルーム缶詰	17	生糸類	27	重水
8	塩蔵マッシュルーム	18	ドロンワーク	28	兔毛
9	原油	19	真珠	29	絹織物
10	製品油	20	茶葉	30	皮製作業用手袋

出所：日本国際貿易促進協会『日中貿易必携—1988』，日本国際貿易促進協会，1987年，21頁。

表1-2 1987年の輸出許可証管理品目

対外経済貿易部特派員弁事処許可証発給品目(43品目)

番号	品目	番号	品目	番号	品目	番号	品目
1	鰻の稚魚	12	麻糸	23	重晶石	34	冷凍家禽
2	ペパーミント油	13	麻布	24	アルミナ	35	家禽(生きているもの)
3	桂皮	14	パラフィン	25	トイレットペーパー	36	冷凍小豚
4	桂皮油	15	フルフラワー	26	段ボール紙	37	ソバ
5	髪菜	16	タングステン及びタングステン製品	27	農業用エンジン及びユニット	38	黄芪
6	カシミヤ	17	アンチモニー	28	栗	39	枸杞
7	じゅうたん	18	錫	29	ニンニク	40	甘草及び製品
8	原料麻	19	ホタル石	30	乾燥ぜんまい	41	厚朴
9	麻袋	20	タルク	31	ゴマ	42	杜仲
10	漂白麻	21	マグネシアクリンカー	32	羊(生きているもの)	43	塩蔵ワラビ
11	作業服用ミシン糸	22	リン状グラファイト	33	羊肉		

出所：同上『日中貿易必携—1988』，21～22頁。

表1-3 1987年の輸出許可証管理品目

省・自治区・直轄市・計画単列都市(区)対外経済貿易庁(委員会、局)、対外貿易局発給品目(140品目)

番号	品目	番号	品目	番号	品目	番号	品目
1	砂糖	36	リン鉱石	71	八角	106	白芍薬
2	クワイ缶詰	37	リン肥料	72	コーヒー	107	麦門冬
3	桐油	38	硫黄	73	むきグルミ	108	金銀花
4	海水ガニ	39	チオ硫酸ナトリウム	74	黒キクラゲ	109	牛膝
5	淡水ガニ	40	白油	75	ウリの種	110	元胡
6	ハム	41	黒鉛電極	76	クエン酸	111	牡丹皮
7	アラビア服	42	手動工具	77	銀杏	112	連翹
8	原木	43	ロジン	78	菜種かす	113	芋肉
9	製材	44	カーバイド	79	綿実かす	114	天麻
10	赤なつめ	45	ハミウリ	80	ビートかす	115	牛黄
11	生漆	46	豆板	81	フスマ	116	桔梗
12	合板	47	豚毛ブラシ	82	乾燥サツマイモ	117	白朮
13	板ガラス	48	豆カス	83	乾燥タピオカ	118	麝香
14	ヨシすだれ	49	鴨梨	84	羽毛	119	片仔黄
15	ヨシ	50	ザボン	85	羽毛製品	120	ヘパリンナトリウム
16	景泰藍	51	豚	86	洗剤(粉)	121	ジエマイシン
17	文房四宝	52	牛	87	鉛筆	122	エフェドリン
18	シルク衣料	53	鮮卵	88	施釉タイル	123	テトラサイクリン
19	銃鉄	54	落花生油	89	壁・床用タイル	124	ビタミンC
20	鋼材	55	なたねの種	90	ダクタイル鑄鉄パイプ 部品	125	クロロマイセチン
21	ビレット	56	再生卵	91	タイヤ	126	ペニシリン
22	銅及び銅材	57	豚肉の缶詰	92	レアアース	127	スルファメサジン (SM ₂)
23	アルミ及びビアルミ材	58	はるさめ	93	陶磁器	128	スルファジアシン (SD)
24	鉛及び鉛材	59	コウリヤン	94	冬虫夏草	129	スルファメトキシゾール (SMZ)
25	亜鉛	60	原塩及び再生塩	95	黄連	130	抗菌相乗剤(TMP)
26	セメント	61	レイシ	96	貝母	131	アナルギン
27	硫化鉄	62	バナナ・オレンジ	97	生地黄	132	カフェイン
28	コークス	63	くらげ	98	山菜	133	テトラミゾール
29	鉄くぎ鉄線	64	落花生製品	99	茯苓	134	L-イミダゾール
30	クローム鉱	65	タナウナギ(生きているもの)	100	川芎	135	クルミ
31	合金鉄	66	小バト(生きているもの)	101	羅漢果	136	杏仁
32	ソーダ灰	67	爆竹及び花火	102	菊花	137	民用爆破器材
33	苛性ソーダ	68	ろうそく	103	党参	138	過マンガン酸カリウム
34	ポリエチレン	69	乾燥とうがらし	104	半夏	139	水仙の切り花
35	ポリプロピレン	70	ミンク	105	大黃	140	民用銃器及び爆薬

出所：同上『日中貿易必携—1988』、22～23頁。

表2-1 1987年の輸入許可証管理品目

対外経済貿易部許可証発給品目(14品目)

番号	品目	番号	品目	番号	品目	番号	品目
1	鋼材	5	天然ゴム	9	化学繊維	13	タバコ
2	ビレット	6	木材	10	パルプ	14	民用航空機
3	スクラップ	7	合板	11	石油		
4	スクラップ船	8	羊毛	12	砂糖		

出所：同上『日中貿易必携—1988』，1987年，25頁。各品目の詳細内容は同「必携」を参照されたい。

表2-2 1987年の輸入許可証管理商品

対外経済貿易部と省クラスの対外経済貿易庁(委員会，局)，対外貿易局発給品目(31品目)

番号	品目	番号	品目	番号	品目	番号	品目
1	化繊生地	9	自動車用タイヤ	17	エレクトロニック・カラースキャナー	25	テレビ
2	化繊服	10	民用爆破器材	18	断層診断装置	26	ラジカセ
3	化繊モノマー	11	南方生薬原料22種	19	コンピュータ	27	洗濯機
4	ABS樹脂	12	テレビブラウン管	20	オーディオ・ビデオテープ複製設備	28	冷蔵庫
5	合成ゴム	13	自動車	21	ビデオレコーダー	29	カメラ
6	ポリカーボネイト	14	トラッククレーン	22	複写機	30	腕時計
7	シアン化ナトリウム	15	空気精紡機	23	エアコン及びそのコンプレッサ	31	加工組み立て設備
8	農薬	16	電子顕微鏡	24	オートバイ		

注：北京の中央各部門が輸入する場合，対外経済貿易部から許可証を取得する。

出所：同上『日中貿易必携—1988』，25～27頁。各品目の詳細内容は同「必携」を参照されたい。

表2-3 1987年の輸入許可証管理商品

対外経済貿易部駐広州，上海，天津，大連特派員弁事処による発給範囲及び発給品目

1	対外経済貿易部を代表して，沿海14開放都市の右欄の輸入品目に許可証を発給する。	ゴム，木材，化学繊維
2	対外経済貿易部を代表して，その関係地域内の外資系企業の以下の輸入品目に対し許可証を発給する。	鋼材，ゴム，木材，羊毛，砂糖，パルプ，化学繊維
3	対外経済貿易部を代表して，その関係地域における中央関係部門の直属企業の一部輸入品目に対し許可証を発給する。	許可証発給品目リストは省クラスの経貿庁，委員会のものと同じとする。対外経済貿易部が統一発給する14商品については発給しない。
4	対外経済貿易部から臨時に授權されて発給する許可証(授權文書の副本は税関総署及び関係税関に送る)	

出所：同上『日中貿易必携—1988』，27頁。